

重要事項説明書

1. 園を構成する施設の名称及び所在地

名称 江北さくら幼稚園
所在地 足立区堀之内2丁目13番7号

2. 施設及び設備の概要

(東園舎・西園舎・中央園舎)

保育室	488.69m ²	延床面積	999.35m ²
遊戯室	53.56m ²	屋外遊戯場	867.16m ²

3. 開園時間

午前 8時から18時まで

4. 保育時間

1号認定(教育標準時間) 10時から14時15分まで(計4時間)

5. 休業日

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日(但し園行事等がある場合を除く)
- (3) 国民の休日に関する法律に規定する日
- (4) 夏季休業 8月1日から 8月20日
- (5) 冬季休業 12月21日から翌年 1月5日
- (6) 春季休業 3月21日から 3月31日
- (7) 開園記念日 5月1日

6. 代表者 江北さくら幼稚園 鈴木 英雄

7. 職員の体制(幼稚園教諭・保育士・その他の職員の配置数)

幼稚園教諭・保育士資格併有者	2名
幼稚園教諭	<u>5名</u>
保育士	<u>0名</u>
その他保育従事職員	<u>3名</u>
事務	<u>1名</u>
運転士	<u>1名</u>

(職員の職種、員数及び職務の内容)

保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに園児を全体的に把握し園務をつかさどる。

(2) 副園長 1名

園長を助け園務を整理し及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

(3) 教諭 5名以上

保育に従事し、その計画を立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
この幼稚園に入園できる者は、満3歳から、小学就学の始期に達するまでの幼児とする。

- (4) 保育助手 3名
教諭の職務を助ける。
- (5) 事務職員 1名
上司の命を受け、事務に従事する

8. 施設の運営方針 【教育目標】

幼児教育の基本である遊びを中心により元気で逞しく健やかな成長を願い鼓笛隊や器楽合奏等の音感教育を取り入れ豊かな感性や想像力を培い、また、集団生活を通してお互いを思いやる心、協調性、社会のルールが身につけられることを目標に保育しています。

- ◎ 元気にあいさつができるように
- ◎ お友達となかよくあそべるように
- ◎ 人（先生）の話がよく聞けるように

9. 定員及び学級数

年次	【満3歳児】	3歳児	4歳児	5歳児
利用定員	0名	30名	30名	30名
学級数	0	2学級	2学級	2学級

10. 教育及び保育の内容

別添「教育計画」を参照

11. 給食

株式会社ドリームガーデンズによる調理業務委託にて提供。

12. 健康管理・検診等の内容

6月に歯科検診、9月に内科検診、毎月身体測定を実施する。

検診については、各園医、園歯科医が担当し結果を保護者へ報告する。

13. 嘱託医の氏名・住所

	病院名	先生	電話番号	住所
内科	木村小児科クリニック	木村 康子	03(3889)1187	足立区梅島3-32-24
歯科	アルフナツクリニック	松川 聡	03(5838)2538	足立区江北6-23-4

14. 利用料

(1) 保育料は、基本負担額と特定負担額の合計とする。

※ 基本負担額は、在籍者の居住する市区町村が定める額とする。

※ 特定負担額は、月額1,300円及び300円とし、

その内訳費は、施設設備費1,300円及び300円である。

(2) 1号認定の預かり保育料

14:15分～18:00 日額 720円

(3) 入園料(入園受入準備費)は、100,000円とし、入園内定決定後当日の手続きの際に納入すること。

(4) 選考料は、5,000円とし、入園申込みの際に納入すること。

(5) 実費 教材費 月額 850～1,050円 冷房費 年額 3,600円

絵本代 月額 420～1,120円 暖房費 年額 4,200円

バス代 月額 3,500円

(6) 子育て相談等の費用は、無料とする。

(7) 既納の保育料・入園料等は、特別な事情がある場合を除き原則として返還しない。

「入園に関する事項」

本園の入園については、園長の許可を必要とする。

- 1 入園する者は、所定の申込書に必要書類を添えて提出するものとする。
- 2 入園にあたっては、園児面接及び保護者面談を実施するものとし、募集人員よりも申込みが多い場合には、抽選により決定する。
- 3 前号の規定によらず、本園の通園バスの運行範囲で居住していないこと集団生活にあたり特別な配慮を要すること等を理由として入園を断る場合がある。
- 4 休園又は退園しようとする者は、その理由を記して、保護者から園長に届け出るものとする。

「利用の終了に関する事項」

本園は、以下の場合には、保育の提供を終了するものとする。

- 1 園児が小学校に就学したとき。
- 2 その他、利用の継続について重大な支障又は、困難が生じたとき。

「緊急時における対応方法」

本園の職員は、保育の提供を行っている時に園児に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに嘱託医又は、園児の主治の医師に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

- 1 保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
- 2 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 3 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 利用している子どもに関して契約している又は共済の種類、保険事故及び保険金額
会社名 日本振興スポーツセンター保険
対人賠償 円 対物賠償 円
- 5 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先
担当者 鈴木 英雄 連絡先：03-3899-2617

「非常災害時の対策」

園全体で5回以上避難訓練を行い火災や地震を想定した訓練を行っている。
保護者同伴で行っている引取り訓練は、9月初旬に行っている。

「児童の人権擁護と虐待防止対応」

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置
その他必要な体制の整備を行うとともに職員に対する研修の実施や
その他必要な措置を講じるものとする。

※10. 教育及び保育の内容「教育内容と計画」

学校教育法第23条に定められた「健康」「環境」「人間関係」
「言葉」「表現」の五領域の教育課程が修了できるように下記の
年間行事を計画し幼児の健やかな成長と心身の発達を図っています。

【主な年間カリキュラム】

- 4月 ・ 入園式・始業式
 - 5月 ・ 防災、避難訓練・遠足・保護者会
 - 6月 ・ 歯科検診・園外保育・30m走記録会・保護者会
 - 7月 ・ プール・避難訓練・七夕飾り・盆踊り・個人面談
・ 終業式「夏期保育」・すいかわり・お泊り保育
 - 8月 「夏期保育」・シャボン玉・プール
 - 9月 ・ 始業式「引渡し訓練（防災、避難訓練）」・遠足
・ 健康診断・お年寄りを敬う会・30m走記録会
・ 地域住区祭りに参加（鼓笛隊）・園外保育
 - 10月 「運動会」・園外保育・サンドイッチパーティ
 - 11月 ・ 園外保育・移動動物村・お店屋さんごっこ
・ プラネタリウム鑑賞・避難訓練
 - 12月 ・ 卒園旅行・クリスマス会・作品展・終業式
 - 1月 ・ 始業式・正月製作・やきいもパーティ
・ 防災訓練・ドッチボール/なわとび大会
 - 2月 ・ 「おゆうぎ・音楽発表会」・豆まき（節分の日）
 - 3月 ・ 個人面談・30m走記録会・お別れ会・握手会
・ 卒園式・修了式
- ※ その他誕生日会（毎月）
- ※ プール指導「東京マリンプール」4月～翌年2月